

2008年7月18日

京都地方最低賃金審議会
会長 渡辺 峻 様

京都地方労働組合総評議会
議長 岩橋 祐治

改正最低賃金法の趣旨を生かした審議を求める

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第31条5項、同施行規則第15条1項にもとづき意見表明する。

なお、京都の審議会として自立した審議、とりわけ、生計費を重視した審議を行うよう求めるとともに、改正最低賃金法の施行を機会として、意見陳述の場を設けるべきであり、閉鎖的な審議を抜本的に改善することを強く求める。

記

一、京都府最低賃金を、少なくとも生活保護を上回る水準に改善すること。そのためには、私たちの試算では、少なくとも時間額960円となる。同時に、この金額でも就労した場合の生活保護基準は完全に超すことはできず、時間額で1094円必要である。そのため、私たちとしては、当面時間額1000円に引き上げることを求める。

一、審議にあたり、広範な関係者の意見が反映するよう、最低賃金法第31条6項、同施行規則第15条2項にもとづく意見陳述の場を持つこと。

【趣旨】

1、生活保護の最低生活費と最低賃金との逆転現象は1980年代初頭からだが、私たちは、1991年以降、一貫してこのことを問題として指摘し続けてきた。もともと最低賃金と生活保護とは連動していた。特に、国の失業対策就労者の賃金と最低賃金、生活保護とは連動していたため、最低賃金が生活保護を下回るということは許されなかった。労働者の生活は生身の生活であり、最低賃金で自立した経済生活ができないということは問題外であるということをあらためて認識すべきである。そして、今回の改正最低賃金法の改正に当たっての国会での審議では、ワーキングプアを無くすために、最低賃金の引き上げが必要であり、生活保護との逆転現象を解消することが繰り返し、各党の委員からも政府側委員からも述べられている。最終的には審議会にゆだねることとされたのは当然とはいえ、これまでの最低賃金改正審議での水準論を棚上げした議論から、生活保護基準を超すための生計費を意識した議論へと、また、時間額1000円にすべきとの意見などが出て大幅に引き上げるとの方向が国会審議でも形成されていったと考える。今回の改正最低賃金法の施行は、その施行通達で「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう

配慮するという趣旨であると解される」としていることからも、この趣旨が生かされる引き上げが求められている。

2、そこで、私たちは、以下のような比較試算を行なっているので、簡潔に記したい。

(1) 想定モデル

「18歳以上のいかなる労働者にも適用され、賃金決定基準は生計費を基準とし、単身世帯は独立して生活できる水準」とする。18歳としたのは、この年齢から自立した経済生活をおこなう就労年齢と考えられることと、生活保護基準による区分がその年齢以上では、異なる金額(若干低くなる)となるため、18歳までの基準額をもちいないと18歳の生活保護上の最低生活費は保障できないため。

(2) 県庁所在地の基準

県庁所在地(京都府の場合京都市)での生活保護費との比較を基本とすることが必要。人口加重平均という考えが出ているが、その都道府県で一番高い生活保護基準がある県庁所在地の生活保護の最低生活費を保障しないと、その都道府県におけるすべての労働者の生活を生活保護基準以上に保障することができなくなる。また、実態としても、雇用労働者のうち1-1は62.9%を占めており(2006年、事業所・企業統計)、京都では1級-1を基準とした。

(3) 積算すべき扶助の内容

生活保護の中のいくつかの生活扶助があるが、これらのうち、最低限の扶助と、働いた場合に出る「控除」は、以下の内容となる。生活扶助1類(個人別経費)、生活扶助2類(世帯としてみる水光熱費など)、冬季加算(年間5ヶ月間)、期末一時扶助(年1回)、住宅扶助(京都市内の限度額<特別基準>)、基礎控除(就労必要経費を含む、働いた場合に出る控除。特別控除もある)。なお、本来考え方から言えば入れるべきものに医療扶助があるが、個別に必要分のチケット制のため積算できない。ちなみに、2004年度の全国消費実態調査では、単身世帯・年間収入150万~200万円の階層での保健医療サービス費は月額1809円である。

(4) 負担費の修正

生活保護は、税金などの公租公課は免除されるため、当然、試算する場合は上乗せする必要がある。そうでないと同等の比較とはならない。係数0.876は厚生労働省が労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会にだしたもの。ただし、非消費支出の割合は、全国平均は25.9%(総務省・家計調査02年)で0.876はかなり控えめの数字である。

(5) 以上の考え方にもとづいて試算した。基礎控除のうち就労にともなう必要経費分は70%とされていることから、試算の一つ(試算1)は、これを前提し、もう一つは、基礎控除100%と特別控除を入れた試算(試算2)とした。生活保護制度では、生活保護が必要

かどうかの判定をする際には必要経費分しか認めず、生活保護になった場合には就労奨励分として残りの30%を含めた支給となる。また、就労が良好（例えば月あたり就労日数が22日あった場合など）と判断される場合は、生活扶助の合計の10%の特別控除が控除される。そして、厚生労働省が使用する労働時間（176時間。ただし、176時間は週40時間を超え、年間では2112時間で法定よりも多い）で時間あたりの金額を算出した。（試算1は表1、試算2は表2）

(6) 試算結果は、試算1で現行最低賃金700円との差は260円の差。試算2で394円の差と、いずれも最低賃金が生活保護を下回っている。

3、以上は生活保護との比較で、私たちがおこなったマーケットバスケット方式による京都市内での最低生計費試算は月額で197,779円、時間あたり1124円である。（2006年時点の試算）これは、以前に資料を含めて審議会に提示したとおりである。ここに示した金額は、まじめに働けば最低限の生活ができるという生計費で、私たちは、この水準をめざすべきだと考える。なお、最近イギリスのジョゼフ・ラウントリー財団が4タイプの世帯の最低限の生活水準を試算し提言を出したが、単身者世帯の場合で6.88ポンド（約1479円）必要だとしている。（7月5日付朝日、イギリスの現行最低賃金は5.52ポンド<約1186円>）

4、低所得層の賃金引上げによる経済波及効果は大きく、京都府内の時間給1000円未満労働者8431人（一般32793人、パート55638人。平成18年版賃金構造基本統計調査より）の賃金改善（時間額1000円にする）をした場合、一人当たり平均の賃金増額は、一般で27586円、パートで20881円となり、府内全体での賃金増加総額は、一般で108.6億円、パートで139.4億円、合計248億円で、低所得層の場合、ほとんどが消費需要に回ることや、主として中小企業分野の需要を拡大することから、中小企業は、ワーキングプア根絶の社会的意義を踏まえ、積極経営の立場に立ち、当面の苦しさはあったとしても、最低賃金を積極的に引き上げることによる果実を受け取る立場に立脚すべきだと考える。

以上

表 1 比較試算1

基礎控除の中の就労に伴う必要経費70%をみた試算では最低賃金が生活保護より260円低い

費目	金額(円)	備考
①生活扶助第1類(12~19歳)	42,080	
②生活扶助第2類(1人世帯)	43,430	
③生活扶助冬季加算(月平均額)	1,287	3090×5月/12月
④期末一時扶助(月平均額)	1,181	14180/12月
⑤住宅扶助単身基準限度額	42,500	
⑥基礎控除(就労に伴う必要経費分)	17,661	25230×0.7
⑦合計	A 148,139	
⑧公租公課分上乗せ(A/0.876)	B 169,108	
⑨Aの時間あたり賃金(B/176)	C 960	
⑩2007年最低賃金額	D 700	
⑪2007年最低賃金額との差(C-D)	E 260	

表 2 比較試算2

生活保護で働いた場合の「控除」をすべて入れると時間額は1094円で、最低賃金が生活保護よりも394円低い(この試算が現実の生活保護利用者の生活水準)

費目	金額(円)	備考
①生活扶助第1類(12~19歳)	42,080	
②生活扶助第2類(1人世帯)	43,430	
③生活扶助冬季加算(月平均額)	1,287	3090×5月/12月
④期末一時扶助(月平均額)	1,181	14180/12月
⑤住宅扶助単身基準限度額	42,500	
⑥基礎控除	25,230	
⑥-2 特別控除(①~⑤合計130478×0.1)	13,047	
⑦合計	A 168,755	
⑧公租公課分上乗せ(A/0.876)	B 192,642	
⑨Aの時間あたり賃金(B/176)	C 1,094	
⑩2007年最低賃金額	D 700	
⑪2007年最低賃金額との差(C-D)	E 394	